

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の利用料が **無償化** されます



下記のお子さんの保育料が無償化されます。

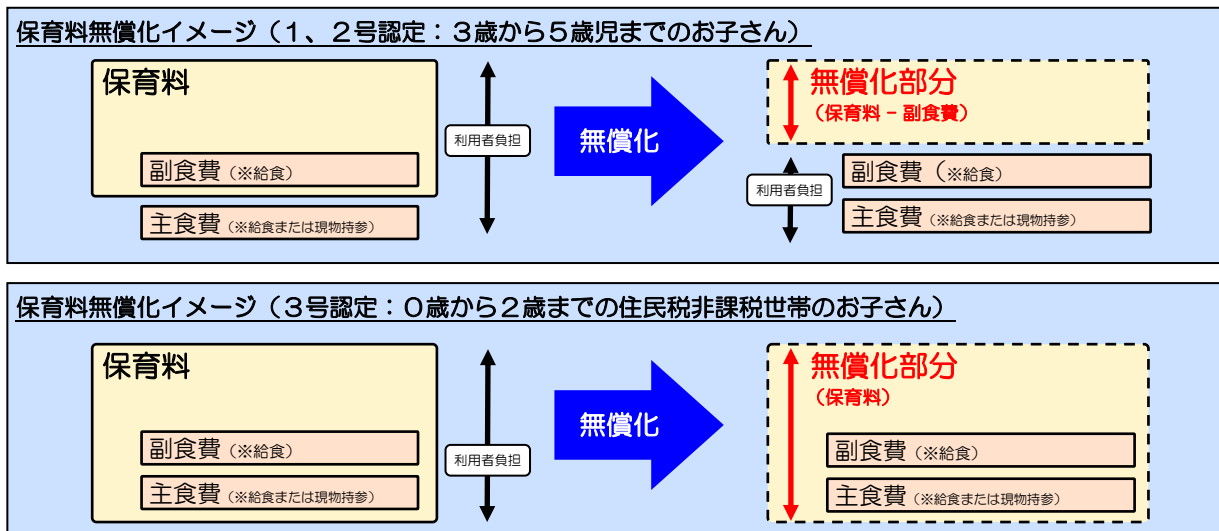
無償化の内容

(無償化の対象となるお子さん)

- 3歳から5歳までのお子さん
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さん

(無償化の対象となる施設)

- 認定こども園、保育所、地域型保育



※注意事項

◎無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

但し、現在1号認定により保育施設等を利用し、預かり保育を併用の保護者の方で保育を必要とする事由に該当する場合、2号認定へ支給認定を切り替えることで、利用時間を同じくして預かり保育にかかる利用料を無償化することが可能です。

つきましては、支給認定区分の変更を希望の方は、ご利用の保育施設等へ『**記載事項変更届**』と『**保育の必要性を証明する書類**』の提出をお願いします。



◎1、2号認定のお子さんで下記に該当する場合、副食費が免除されます。

- 年収360万円未満相当世帯のお子さん
- 全ての世帯の第3子以降のお子さん

◎延長保育料(長時間保育・預かり保育・突発保育料)は、無償化の対象外となります。

短時間認定を受け、長時間保育を利用している方で、標準時間認定の要件(月120時間以上の労働等)を満たしている方は、標準時間認定に変更することで、長時間保育料を負担する必要がなくなります。ただし、実際の利用時間は必要最小限に留めていただき、節度ある利用をお願いします。